

その用途を住宅として契約した賃借料の仕入課税控除

賃貸人と賃借人との間で、その用途を住宅として契約し、賃借人が賃貸人に無断で事務所として使用した場合、当該建物の賃借料は賃借人の課税仕入に該当するか？

【消費税】



<https://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12730913656.html>